

社会福祉法人紡ぎの里 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人紡ぎの里の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、報酬を支給する。

但し、法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては支給しない。

(費用の弁償)

第4条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合は、次のとおり費用を弁償する。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

・役員に、日当として2000円を支払う。

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用の弁償

・監事に、日当として2000円を支払う。

(3) 役員等が職務のために出張したときは、旅費規程のに基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は平成29年6月24日から実施する。

令和元年6月18日 一部改訂